自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示項目一覧

平成26年金融庁告示第7号	2.	信用リスクに関する次に掲げる事項	
●第10条 第2項 自己資本の構成に関する開示事項(単体) 75~	~76	(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およ	
●第10条 第3項 定性的な開示事項 (単体)		びエクスポージャーの主な種類別の内訳	83
1. 自己資本調達手段(その額の全部または一部が、自己資本		(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のう	
比率告示第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の		ち、業種別・残存期間別の額およびそれらのエクス	
額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要	77	ポージャーの主な種類別の内訳 60,66,	,83
2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	78	(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種	
3. 信用リスクに関する次に掲げる事項		別の内訳	83
(1) リスク管理の方針および手続の概要	81	(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権	
(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次		引当勘定の期末残高および期中の増減額、ならびに個	
に掲げる事項		別貸倒引当金の業種別期末残高および期中の増減額	85
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等		(5) 業種別の貸出金償却の額	86
の名称	81	(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の	
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの		効果を勘案した後の残高ならびに自己資本比率告示第	
判定に使用する適格格付機関等の名称	81	79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号	
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続		および第247条第1項(自己資本比率告示第125条、	
の概要	81	第127条および第136条第1項において準用する場合	
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク		に限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウ	
に関するリスク管理の方針および手続の概要	88	ェイトが適用されるエクスポージャーの額	87
6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	3.	信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要	89	(1) 適格金融資産担保が適用されたエクスポージャーの額	87
(2)「証券化取引における格付の利用に関する基準」に係		(2) 保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエ	
る体制の整備およびその運用状況の概要	89	クスポージャーの額	87
(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額	4.	派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク	
の算出に使用する方式の名称	89	に関する次に掲げる事項	
(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイ		(1) 与信相当額の算出に用いる方式	88
トの判定に使用する適格格付機関の名称	89	(2) グロス再構築コストの額の合計額	88
7. マーケット・リスクに関する事項	93	(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の	
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		与信相当額	88
(1) リスク管理の方針および手続の概要	91	(4)(2)に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額	
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手		から(3)に掲げる額を差し引いた額	88
法の名称	91	(5) 担保の種類別の額	88
9. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および		(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の	
手続の概要	92	与信相当額	88
10. 金利リスクに関する次に掲げる事項	5.	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針および手続の概要	93	銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの	
(2) 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の		算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げ	
概要	93	る事項	
●第10条 第4項 定量的な開示事項(単体)		(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資	
1. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		産の種類別の内訳	89
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額および適切なポー		(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・	
トフォリオの区分ごとの内訳、証券化エクスポージャー	80	ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額	90
(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250	
およびこのうち銀行が使用する手法ごとの額	80	パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工	
(3) 単体総所要自己資本額	80	クスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	90
		(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リス	
		ク削減手法の適用の有無	90

93

5.	マーケット・リスクに関する事項	93	●第12条 第2項 自己資本の構成に関する開示事項(連結) 73~74
7.	出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		●第12条 第3項 定性的な開示事項(連結)
	(1) 中間貸借対照表計上額および時価	92	1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項
	(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益		(1) 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比
	の額	92	率を算出する対象となる会社の集団(以下この条にお
	(3)中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で		いて「連結グループ」という。)に属する会社と会計連
	認識されない評価損益の額	92	結範囲に含まれる会社との相違点および当該相違点の
	(4) 中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない	32	生じた原因 76
	評価損益の額	92	(2) 連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称およ
3	金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショック	32	び主要な業務の内容 76
٠.	に対する損益または経済的価値の増減額	93	2. 自己資本調達手段(その額の全部または一部が、自己資本
)5	比率告示第25条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の
			額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要 77
			3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 78
			4. 信用リスクに関する次に掲げる事項
			(1) リスク管理の方針および手続の概要 81
			(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次
			に掲げる事項
			①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等
			の名称 81
			②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの
			判定に使用する適格格付機関等の名称 81
			5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 81
			6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク
			に関するリスク管理の方針および手続の概要 88
			7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
			(1)リスク管理の方針およびリスク特性の概要 89
			(2)「証券化取引における格付の利用に関する基準」に係る
			体制の整備およびその運用状況の概要 89
			(3)証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
			の算出に使用する方式の名称 89
			(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイ
			トの判定に使用する適格格付機関の名称 89
			8. マーケット・リスクに関する事項 93
			9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
			(1)リスク管理の方針および手続の概要 91
			(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手
			法の名称 91
			10. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および
			手続の概要 92
			11. 金利リスクに関する次に掲げる事項
			(1) リスク管理の方針および手続の概要 93
			(2) 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定

手法の概要

産の種類別の内訳

• §	第12条 第4項 定量的な開示事項 (連結)			(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・	
1.	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項			ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額	90
	(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額および適切なポー			(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250	
	トフォリオの区分ごとの内訳、証券化エクスポージャー	79		パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工	
	(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額			クスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	90
	およびこのうち連結グループが使用する手法ごとの額	79		(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リ	
	(3) 連結総所要自己資本額	79		スク削減手法の適用の有無	90
2	信用リスクに関する次に掲げる事項	, ,	6	マーケット・リスクに関する事項	93
	(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およ			出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	,,,
	びエクスポージャーの主な種類別の内訳	82	7.	(1) 中間連結貸借対照表計上額および時価	92
	(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のう	02		(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益	72
	ち業種別・残存期間別の額およびそれらのエクスポ			の額	92
		: 02			92
	ージャーの主な種類別の内訳 60,66	0,02		(3) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益	00
	(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種	0.0		計算書で認識されない評価損益の額	92
	別の内訳	82		(4) 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識	0.0
	(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権			されない評価損益の額	92
	引当勘定の期末残高および期中の増減額、ならびに個		8.	金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金	
	別貸倒引当金の業種別期末残高および期中の増減額	84		利ショックに対する損益または経済的価値の増減額	93
	(5) 業種別の貸出金償却の額	86			
	(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の				
	効果を勘案した後の残高ならびに自己資本比率告示第				
	79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号お				
	よび第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第				
	127条および第136条第1項において準用する場合に				
	限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウェ				
	イトが適用されるエクスポージャーの額	87			
3.	信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項				
	(1) 適格金融資産担保が適用されたエクスポージャーの額	87			
	(2) 保証またはクレジット・デリバティブが適用された				
	エクスポージャーの額	87			
4.	派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク				
	に関する次に掲げる事項				
	(1) 与信相当額の算出に用いる方式	88			
	(2) グロス再構築コストの額の合計額	88			
	(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の				
	与信相当額	88			
	(4)(2)に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計				
	額から(3)に掲げる額を差し引いた額	88			
	(5)担保の種類別の額	88			
	(6)担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の				
	与信相当額	88			
5	TIGHT IN T				
٥.	連結グループが投資家である場合における信用リスク・				
	アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す				
	る次に掲げる事項				
	る人に拘りる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資				

89